

原子力安全・保安院の正体

これでフクシマの事故は

【想定内】

ということになる

口頭弁論報告集会

2021年4月21日

原告 井戸川克隆

- 本日まで説明する文書は、双葉町には告げられていないので、公文書ではないが、原子力安全・保安院が、何らかの意図に基づき作成されたものと、原告は受け止めています。
- 本文には、至る所に、発電所周辺自治体に、事故時の責任が在るような記述になっています。
- この文書を、双葉町に示し、合意あるいは同意を得ていればこのような表現にしても良いが、私（双葉町長として）は、認めていません。
- 作者らは、本件事故時の初期対応を果たさず、職場放棄したことが、姿、名前を変えても責任を回避できるものではないと考えています。

写真右は、平成22年 10月21日 浜岡原発防災訓練において、官邸危機管理センターで、大畠経産大臣から、緊急事態宣言(案)を伝達される前。

写真左は、菅総理が原子力緊急事態宣言を発出しているところ。この経験を、5か月後に起きたフクシマの原発事故では、何も準備が無かったと嘯き、経験を忘れたふりをして、勝手にシナリオと実績を葬り、我々、発電所周辺の自治体を排斥し、加害者東電と歩調を合わせ、さまざまな無理難題を国民に押し付けた極悪人と、私は呼んでいる。



歴代の総理大臣は、緊急事態宣言発出と同時に、EPZの決まりに従い、8～10km以内の住民に避難指示を出していました。官邸に原子力災害対策本部を立上げ、同時に政府現地災害対策本部を立ち上げて、現地本部長に、政府本部長の権限の一部を委嘱し、公示しました。しかし、この人は、このような事を行うことなく、独善的に事故対応を行い、写真に在るようなことは行っていません。



フクシマの事故の1年前には、このような事を語っておきながら、フクシマではこの場面を見たことがありません。「区域内の住民及び周辺住民に対して情報提供」を受けたことはありません。むしろ、隠しながら、ベントを強制し、原災法第15条通報から13時間も遅れて、10kmの避難を指示するという、犯罪的な懈怠(なまけること、怠ること)を働いた。

過去の総理大臣は、原子力災害対策マニュアルに準じていたが、この人だけが、例を無視して、独裁を揮った。1年前の訓練では、マニュアルのとおり(写真のとおり)行っていたのだから、知らなかったという言い訳は通じない。単にパフォーマンスだけだったのか、誰かの指示があったのか分からないが、犯罪だと考えている。



官邸危機管理センターには、県庁、オフサイトセンター、
立地自治体と繋いだテレビネットワークがあります。
しかし、福島では使いませんでした。



危機管理センター

静岡県庁

浜岡OFC

御前崎市

原子力災害等と同時期又は相前後して、大規模自然災害が発生する
事態に対応した原子力防災マニュアル等の作成上の留意事項（素案）

平成21年4月27日

原子力安全・保安院

原子力防災課

1 はじめに

原子力施設においては、想定される最も厳しい地震等に対しても安全が確保されるよう、十分な災害対策が講じられており、大規模自然災害を原因とした原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する通報義務事象又は原災法第15条第1項に規定する原子力緊急事態（以下「原子力災害等」という。）が、現実には発生する蓋然性は極めて低い。

しかし、新潟県中越沖地震で見られたように、原子力施設周辺で大規模な地震が発生した場合、周辺住民にとっては、原子力施設への影響及びそれに伴う避難の必要性の有無が大きな関心事となっている。

このため、大規模自然災害が発生した場合においても、原子力防災体制の機能が十分に発揮されることが重要である。これにより、原子力災害等の発生と同時期又は相前後して、地震やそれに伴う津波、台風などによる大規模自然災害が発生する事態（以下この様な事態を総合して「複合災害」という。）にも、必要な防護対策等を行うことができる。

本「留意事項」は、防災活動の中心となる現地の視点から、主として立地地域の地方公共団体等が複合災害においても活用可能となるよう、原子力防災マニュアル等を作成するに当たって考慮すべき事項について、①大規模自然災害時においても原子力防災体制を維持するための取組、②大規模自然災害が発生した際における原子力防災体制の点検や毀損した機能の復旧等の観点から、原子力安全・保安院の考え方を整理したものである。

なお、複合災害は蓋然性の極めて低い事象であるため、複合災害への対応は、現在の原子力の防災体制を基本に、効果的かつ効率的な対応を検討することが合理的である。また平素は、自然災害に対する防災体制や原子力防災体制を維持し、適切に機能するよう取り組むことが重要である。

2 自然災害による原子力防災体制への影響

大規模自然災害が原子力防災体制に与える影響として、次表の原子力防災体制の項目ごとに、以下の可能性が想定される。

大規模自然災害の原子力防災体制への影響

原子力防災体制の項目	原子力防災体制への影響の可能性
地方公共団体の災害対策本部の体制	<p>○大規模自然災害が発生した場合は、同時期又は相前後して発生する原子力災害等に対応するための地方公共団体の災害対策本部の運営について、<u>人的・物的資源の不足が生じる可能性</u>がある。</p>
情報収集	<p>○大規模自然災害による原子力施設の被災の有無についての情報に対するニーズが増大する<u>可能性</u>がある。</p> <p>○大規模自然災害により緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）が被災する<u>可能性</u>がある。</p> <p>○複合災害時に、オフサイトセンターにおいて、大規模自然災害による被災情報が集約されなければ、住民避難等の緊急事態応急対策の適切な実施に支障を来す<u>可能性</u>がある。</p>

モニタリング
体制

- 大規模自然災害により、オフサイトセンターや災害対策本部等への要員の派遣・参集、緊急時モニタリング活動等に支障が生じる可能性がある。
- 大規模自然災害により、モニタリング機材等が破損し、必要なモニタリングデータを取得することが困難となる可能性がある。

避難誘導	<p>○複合災害時において、地方公共団体は自然災害への対応も必要なことから、原子力災害に係る避難誘導計画の立案・実施に伴う負担が大きくなる<u>可能性がある</u>。</p> <p>○大規模自然災害により、避難経路等に影響が生じる<u>可能性がある</u>。</p>
輸送・供給	<p>○人的・物的資源が、大規模自然災害対応に割かれるため、原子力災害対応に係る要員の確保、物資・避難住民・被ばく患者の緊急輸送等のニーズが高まる反面、活用できる資源が不足する<u>可能性がある</u>。</p> <p>○大規模自然災害により、避難経路等に影響が生じる<u>可能性がある</u>。</p>

緊急医療

- 大規模自然災害による緊急被ばく医療に供する地域防災計画で定められた施設・設備の被災や多数の負傷者への対応等で医療ニーズが高まる反面、活用できる資源が不足する可能性がある。
- 大規模自然災害による負傷者と原子力災害による汚染者が同時に発生する可能性がある。

情報伝達・提供

- 自然災害による死傷者が生じることに加え、放射線、放射性物質への恐れ・不安が重なり、住民の心理的動揺が生じる可能性がある。
- 大規模自然災害に係る救助活動等を実施している要員に対して、原子力施設に係る迅速な情報提供が必要となる可能性がある。

3 原子力防災体制充実のための留意事項

複合災害という不測の事態に備える上では、前記2. を踏まえ、次の課題について、
現行の原子力防災体制の再確認を行うことが有効である。

原子力防災体制の主な課題

	大規模自然災害の発生	原子力災害等の同時期発生
原子力防災体制の項目	(基本的事項) ○不測の事態（複合災害）への備え ○自然災害による種々の制約下での原子力防災対策の実施体制の確保	
(1) 地方公共団体の災害対策本部の体制	○災害対策本部体制の効率化（資源の有効活用）	○災害対策本部体制の効率化（資源の有効活用）

(2) 情報収集

○オフサイトセンターを活用した
早期の情報把握（安心・安全情
報を含む）

○代替オフサイトセンターの確保
○住民避難等に必要な自然災害に
関する情報をオフサイトセンタ
ーにおいて効率的に集約する体
制の整備

<p>(3) モニタリング体制</p>	<p>○モニタリングデータの確認 ○モニタリング機器等の点検、復旧など原子力災害等に備えた準備行動</p>	<p>○効率的なモニタリングの実施体制の確保、代替手段の検討</p>
<p>(4) 避難誘導</p>	<p>○あらかじめ定めている避難経路等への影響の把握</p>	<p>○迅速な避難誘導方針の立案（<u>自然災害による被災状況を考慮した事前計画が不可欠</u>）</p>
<p>(5) 輸送・供給</p>	<p>○あらかじめ定めている避難経路等への影響の把握</p>	<p>○必要不可欠な要員等の輸送 ○<u>供給物資の耐災害性の高い場所等への保管</u></p>

<p>(6) 緊急医療</p>	<p>○施設、機器等の点検など原子力災害に備えた準備行動</p>	<p>○原子力災害による負傷者のスクリーニング</p> <p>○広域での医療体制の確保</p>
<p>(7) 情報伝達・提供</p>	<p>○住民への確実な原子力施設の状態の情報伝達（安心・安全情報を含む）</p>	<p>○住民への確実な原子力施設の状態の情報伝達</p> <p>○自然災害の救助活動等従事者に対する情報提供</p>

(1) 地方公共団体の災害対策本部の体制

(基本的な考え方)

大規模自然災害が発生した場合においても、原子力災害等の同時期発生といった不測の事態に備え得る体制となっているか、確認する。地方公共団体の災害対策本部については、原子力災害にも有効に対応できる編成等（本部の一体化、合同対策本部の立ち上げ、本部間の情報流通の円滑化等）が有効である。

(留意事項)

- ・複合災害時において実施する必要がある業務内容及び業務量を事前に想定し、当該業務の分担を災害対策本部の中で明確にし、対策本部の編成、要員等を定めておくことが望ましい。なお、災害の状況に応じて、柔軟な人的資源の投入・配置を行えるよう配慮されていることが望ましい。

- ・災害対策本部の業務の実施に当たっては、大規模自然災害と原子力災害等に関する情報
(被害状況、対応状況等)を統合的に把握できることが望ましい。
- ・複合災害時には、十分な要員等の確保が困難となる可能性があるため、平常時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議しておくことが望ましい。
- ・自然災害に係る災害対策本部と原子力災害に係る災害対策本部を別に編成する場合であっても、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る災害対策本部を速やかに設置すること
を考慮しておくことが望ましい。

(2) 情報収集（オフサイトセンター）

（基本的な考え方）

大規模自然災害が発生した場合においても、原子力災害等の同時期発生といった不測の事態に備え得る体制となっているか、確認する。大規模自然災害が発生した場合は、必要に応じ、オフサイトセンター等を活用した原子力施設の情報収集を行うことが有効である。

また、複合災害時は、オフサイトセンターにおいて、自然災害に関する情報を把握できる体制とすることが必要である。

○大規模自然災害発生時

(留意事項)

- ・原子力保安検査官事務所は、大規模自然災害が発生した場合には、必要に応じ、オフサイトセンター等を活用し、原子炉施設の情報収集を実施する。
- ・地方公共団体においては、大規模自然災害が発生した場合には、災害対策本部の設置と連動させ、必要に応じ、オフサイトセンターの施設・設備を活用した原子力施設の情報収集が可能となる体制をあらかじめ整備することが望ましい。そのため、事前に原子力保安検査官事務所等と調整し、オフサイトセンターの施設・設備を活用する災害の種別、派遣要員の人数、具体的な役割（情報収集、機材・施設等の点検等）等について協議しておくとともに、あらかじめその要員を指定しておくことが望ましい。

- ・地方公共団体は、できるだけオフサイトセンターへの参集が容易な者を派遣要員として選定し、即応体制を確保することが望ましい。
- ・原子力保安検査官事務所及び地方公共団体は、大規模自然災害により、オフサイトセンターの施設・設備が使用できない状況の発生に備え、代替オフサイトセンターへの退避等について、あらかじめ整理しておくことが必要である。
- ・原子力保安検査官による原子力施設の確認に際しては、大規模自然災害による制約をあらかじめ考慮し、警察による先導の実施や代替ルートを選定等、事前の対策を立て即応性が確保できるよう留意する。

原子力安全・保安院は、大規模自然災害発生後の原子力施設の状況に係る情報を早期に把握し、異常の有無に係わらず、その結果を迅速に関係機関に連絡し、公表する。

○複合災害発生時

(留意事項)

- ・複合災害時には、オフサイトセンターにおいて、原子力災害等の情報だけでなく、地方公共団体の現地災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られる体制とすることが必要である。

- ・原子力安全・保安院は、複合災害時において原子力災害対応が大規模自然災害の影響を受けるため、オフサイトセンターにおける従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な原子力災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討することが必要である。また、教育訓練等により人的能力を拡充させるよう留意する。

(3) モニタリング体制

(基本的な考え方)

大規模自然災害が発生した場合においても、原子力災害等の同時期発生といった不測の事態に備え得る体制となっているか確認する。大規模自然災害発生時には、住民に対し、原子力施設に異常のない場合でも、安心・安全情報を速やかに発信することが求められる。そのため、①大規模自然災害によるモニタリング設備等の損傷の有無の確認、②モニタリング実施の体制準備、③モニタリングデータの異常の有無の確認等を速やかに実施することが求められる。

(留意事項)

- ・地方公共団体は、災害の種別や規模を考慮したモニタリング要員の参集基準を定めることが望ましい。

(留意事項)

- ・地方公共団体は、災害の種別や規模を考慮したモニタリング要員の参集基準を定めることが望ましい。
- ・地方公共団体は、モニタリング要員の参集後に実施すべき業務（①事業者からのモニタリングデータや地方公共団体のモニタリングデータの異常の有無の確認、②モニタリング機器・設備・施設の点検（当該機器・設備・施設の地震による損傷の有無の確認）等）を明らかにしておくことが望ましい。なお、モニタリングポストによる環境放射線の測定値が把握できない場合は、必要に応じ、保有する可搬型モニタリングポストやモニタリングカー等を活用し、データの収集・分析を行うことが望ましい。
- ・地方公共団体は、自然災害の影響により、モニタリングに係る人的資源の確保が困難となる事態を想定し、効率的な実施体制の確保に留意しておくことが望ましい。

(4) 避難誘導

(基本的な考え方)

複合災害時における避難誘導は、原子力災害単独対応と比較し、その方針を策定する際に、避難場所や移動経路の自然災害による被害等の状況分析、輸送資源や人的資源の配分等について、複雑な状況判断が必要とされる。このような状況において、避難誘導方針を迅速に決定するための、関係機関の役割分担の明確化・連携強化、自然災害の影響を想定した避難誘導計画の事前策定等がなされているか確認する。

○関係機関の役割分担の明確化・連携強化

(留意事項)

- ・複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国と地方公共団体との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意しておく必要がある。

○自然災害の影響を想定した避難誘導計画の事前策定

(留意事項)

- ・地方公共団体は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくことが望ましい。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直していくことが望ましい。
- ・地方公共団体は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮しておくことが望ましい。

○複合災害発生時の避難誘導方針の決定

（留意事項）

- ・ 原子力災害合同対策協議会（緊急事態対応方針決定会議）において、国、地方公共団体及び各関係機関が密接に連携し、地方公共団体があらかじめ定める「避難誘導計画の基本型」を考慮しつつ、自然災害による被害の状況や気象情報等を加味した上で、防護対策の方針を決定することが必要である。 なお、複合災害時には、原子力災害が単独で発生している場合に比べ、防護対策に関する意思決定を、情報と人的資源が不足した状況であっても、遅滞なく行う必要があることから、 予防的措置として、より保守的な判断を行う必要があることに留意する。
- ・ 原子力災害合同対策協議会において決定する緊急事態対応方針（防護対策の方針）は、市町村において、当該方針に従って円滑に避難等の各種防護対策が実施できる内容とすることに留意する。

(5) 輸送、供給

(基本的な考え方)

複合災害時における避難住民、要員及び物資の輸送については、自然災害による被害の状況を踏まえた総合的な対応を行い得る体制となっているか確認する。また、物資の保管体制についても、自然災害による被害の予防・軽減措置が図られているか確認する。

○避難住民の輸送

(留意事項)

順位の調整、判断を実施する必要がある。

- ・複合災害時には、原子力災害だけではなく、大規模自然災害に係る避難住民の輸送要請がなされることが予想される。そのため、地方公共団体の災害対策本部は、被害情報等を集約し、輸送手段、ルート、避難先等を考慮し、総合的に避難住民の輸送に係る優先

○要員の輸送

(留意事項)

- ・地方公共団体から派遣する現地災害対策本部要員、モニタリング要員等の輸送に当たっては、第一義的に陸上輸送を計画することとなるが、自然災害による被害の状況によって陸上輸送に障害が発生した場合には、パトカーによる先導、ヘリコプターによる空輸、海上輸送等も活用できることが望ましい。
- ・輸送の負荷を最小限とするため、優先的に派遣すべき地方公共団体の現地災害対策本部要員やモニタリング要員等について、あらかじめ定めておくことが望ましい。

○輸送に係る情報の共有

(留意事項)

- ・複合災害時には、オフサイトセンターにおいて、道路管理者、地方公共団体等から避難経路等に係る自然災害による被災情報が適確に提供され、それを関係機関で共有化することが必要である。

○物資の保管・供給

（留意事項）

- ・地方公共団体は、安定ヨウ素剤、食料、飲料水等は、複合災害時においても確実に供給できるように、耐災害性の高い場所での管理が望ましい。なお、複数個所での分散管理等を考慮する場合には、適切な管理ができることが必要である。

- ・地方公共団体は、安定ヨウ素剤の管理に際しては、分散して保管する場合も含め、服用、副作用等に備え、医師等の医療関係者を予防服用を行う場所等に派遣すること、注意事項（予防服用の効果、服用対象者、禁忌等）の周知が服用者に確実になされること等が必要となる点に配慮すること。

- ・地方公共団体は、複合災害時における食料、飲料水等の供給については、地域防災計画（地震対策編）における物資の供給計画等を準用することが有効である。

(6) 緊急医療

(基本的な考え方)

複合災害時における負傷者のスクリーニング（放射線被ばく診断）のあり方や広域での医療機関の受け入れ体制を確認する。複合災害時には、大規模自然災害による多数の傷病者が発生している可能性があり、医療ニーズの定量的な予測が難しい。また、大規模自然災害により、初期被ばく医療機関などの緊急被ばく医療に供する予定の施設、設備が被災し、その使用に支障を来す可能性もある。

○平素からの対応

(留意事項)

- ・大規模自然災害により、緊急被ばく医療に供する予定の施設、設備が被災し、その使用に支障を来す可能性もあることから、地方公共団体は、初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制の構築に努めることが望ましい。

○複合災害時における緊急医療体制

(留意事項)

- ・自然災害による医療機関の損傷の程度に係る情報について、オフサイトセンターの関係機関等において、共有することが必要である。
- ・原子力災害により汚染したと見られる者、又は汚染の恐れのある者が自然災害により負傷した場合、現地医療関係者は、当該負傷者に対し、対応の緊急度に応じて、順次負傷者のスクリーニングを実施して、自然災害のみに起因する負傷者と被ばく医療の必要な負傷者を選別することが必要である。
- ・地方公共団体は、大規模自然災害による多数の負傷者の対応については、地域防災計画（地震対策編等）における医療活動体制を複合災害時においても準用することが有効である。

- ・地方公共団体は、大規模自然災害による多数の負傷者の対応については、地域防災計画（地震対策編等）における医療活動体制を複合災害時においても準用することが有効である。

現地災害対策本部は、被ばく医療についてより深い見識や経験を有する医師を被ばく医療対応に優先的に振り向けられるよう調整を図ることが重要である。

現地医療関係者は、複合災害による被災者（傷病者以外も含む）に対しては、外部的な負傷だけでなく、心のケア（メンタルヘルス）についても配慮することが重要である。

(7) 情報の伝達・提供

(基本的な考え方)

一定の条件を超える地震等の大規模自然災害が発生した場合には、原子力施設の被災状況や放射性物質の漏れの有無等の安全・安心情報を、必要な住民に対し迅速かつ的確に提供できる体制となっているか確認する。

また、複合災害時において、救助活動を実施する者への原子力施設の状況や放射線の状況等の安全に係る情報を提供し得る体制となっているか確認する。

○大規模自然災害時の情報伝達・提供

(留意事項)

- ・原子力施設立地地域またはその周辺で大きな地震が発生した場合には、原子力安全・保安院においては、地震発生後迅速なプレス発表を、概ね1時間後を目途として行えるよ

う業務を実施する。更に、携帯電話へのメール配信（モバイル保安院）も迅速に実施する。

・原子力安全・保安院においては、大規模地震発生後、必要に応じて幹部職員及び要員を現地に派遣し、情報連絡、共有、提供等を行う。

・原子力安全・保安院と地方公共団体は、地元住民に対する情報提供にあたっては、オフサイトセンター等を活用した地元に対するプレス発表を考慮する。

- ・情報の一元化がなされるよう、原子力安全・保安院、地方公共団体の災害対策本部及び原子力事業者等の連携を確保することに留意する。
- ・地方公共団体等は、地震発生直後は、発電所周辺等において広報車により情報提供を行い、その後対応できるものからできるだけ早期に、チラシの配布及び新聞広告の掲載、メッセージを繰り返し提供できる電光掲示板やCATV等を、必要に応じて活用するとともに、防災行政無線による放送や、地元ラジオによる放送等の活用を図るなど、多様な手段を柔軟に組み合わせた情報連絡・提供を行うことが効果的であることに留意する。

○複合災害時の情報伝達

(留意事項)

- ・安全情報の提供に当たっては、原子力災害合同対策協議会において関係機関での情報の共有化を図り、救助活動を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行うことが必要である。

※地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動を実施している者

→派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

※ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動に当たっている者

→広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等を活用することに留意する。

4 原子力防災体制の実効性の確保のための留意事項

(1) 実効性があり、臨機応変な対応を可能性とする計画・マニュアル等※の立案

万が一複合災害が発生した場合には、限られた時間で複雑な状況を把握し、状況に応じた実効性ある対策を実施する必要がある。そのためには、平素からの準備・計画が極めて重要であり、事前に、地方公共団体の実情を踏まえつつ、大規模自然災害の発生を想定し、負荷のかかることが想定される項目については、計画・マニュアル等において対応体制に余裕をもたせておくことが有効である。なおその内容は、対応の優先順位等の原則や基本的な方針等、災害の様相に応じた柔軟な対応をおこなうための基本的なものとすることが望ましい。

複合災害発生の蓋然性は極めて低いものと考えられるが、このような計画・マニュアル等は、原子力防災体制の強化・充実に資するだけでなく、大規模自然災害で毀損した原子力防災の機能の復旧が短時間で済む等、大規模自然災害時における原子力防災に関する事業継続計画（BCP）としても、有効に機能させることが可能となる。

※地域防災計画や防災マニュアルなど

(2) 訓練等による計画・マニュアル等の検証と対応能力の向上

平素から定期的に、訓練やシミュレーションを行うことで対応能力の向上と各機関の連携を強化を図るとともに、計画・マニュアル等を検証して、災害対処や組織運用の問題点を抽出し、現行の計画・マニュアル等にフィードバックする継続的な活動が重要である。

ただし、複合災害発生の蓋然性の低さを踏まえ、必ずしも複合災害のための訓練実施を推奨するものではなく、単独災害の訓練を行う中で、複合災害の発生も考慮に入れるとの手段がより適当であると考えられる。

BCPとは、企業・組織を守ること

B

ビジネス
Business

C

コンティニュイティ
Continuity

P

プラン
Plan

(事業継続計画)

事業継続計画

じぎょうけいそくけいかく



事業継続計画（じぎょうけいそくけいかく、英語: Business continuity planning, BCP）とは、災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や ... +

BCPについて一言

(ビジネス)を(継続)する(プラン)

これが、被害者を阻害してまで、東京電力を守り、国民に、事故処理費用を負担させていた。

この反対に、事故・災害被災者生活継続計画(PCP)を作らなければ、公平性が著しく侵されていることになるので、国民がこれに気付き、集い、声を挙げなければならないでしょう。

(国民生活)を(継続)させる(プラン) = PCP

本日、コロナ禍の最中、私ごと、口頭弁論に、ご参加下さいました皆様に、心から感謝申し上げます。

どうぞ皆様におかれましても、御身を大切にしてください。

さて、ここまで、ご説明しましたことは、原子力安全・保安院は、原発事故について、細部に至る検討をしていたことが分かりました。

従って、本件事故は想定外ではありません。
れっきとしたウソ・偽りの犯罪です。